

有期労働契約研究会 開催要綱

1 趣旨・目的

有期労働契約については、労働基準法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 104 号）附則第 3 条に基づき契約期間（現行は原則 3 年、特例 5 年）について検討することとされているほか、労働政策審議会答申「今後の労働契約法制及び労働時間法制の在り方について（報告）」（平成 18 年 12 月 27 日）において、「就業構造全体に及ぼす影響も考慮し、有期労働契約が良好な雇用形態として活用されるようにするという観点も踏まえつつ、引き続き検討することが適当」とされている。

このため、有期労働契約に係る施策の方向性について検討を行うことを目的として、「有期労働契約研究会」を開催する。

2 検討事項

本研究会においては、次に掲げる事項を中心として調査・研究を行う。

- ・ 有期契約労働者の就業の実態
- ・ 有期契約労働者に関する今後の施策の方向性

3 運営

- (1) 本研究会は、厚生労働省労働基準局長が学識経験者の参集を求めて開催する。
- (2) 本研究会においては、必要に応じ、実務経験者等の出席を求めることがある。
- (3) 本研究会の議事については、別に本研究会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (4) 本研究会の座長は、参加者の互選により選出する。
- (5) 本研究会の庶務は、厚生労働省労働基準局総務課において行う。